

公益財団法人沖縄県農業振興公社
経営計画
(令和6年度～令和10年度)

公益財団法人沖縄県農業振興公社

目次

- 第 1 章 経営計画策定の趣旨
- 第 2 章 経営計画の基本的な考え方
- 第 3 章 公社経営の基本方針
- 第 4 章 公社事業の展開
- 第 5 章 経営収支の安定化
- 第 6 章 活力ある組織づくり
- 第 7 章 実施計画

第1章 経営計画策定の趣旨

当社は、県内農林水産業の振興のため、公益財団法人沖縄県農業振興公社経営計画（令和元年～令和5年度）を策定し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」という。）に基づく「沖縄県青年農業者等育成センター」として新規就農者の育成・確保、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下「農地中間管理法」という。）に基づく「農地中間管理機構」として、担い手への農地集積をこれまで行ってきた。また、畜産担い手育成総合整備事業実施要綱に基づく「事業指定法人」として、畜産生産基盤の整備による畜産担い手の育成に努めてきた。

その結果、新規就農者数 1,085 人（令和元年～令和4年）、担い手への農地集積率 42.2%、畜産基盤整備による草地造成 78.7ha と県内農業振興に貢献してきた。

しかしながら、県内の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は肥料や飼料等の世界的な需要の高まりによる生産資材価格の上昇、経済連携協定等に伴う国内農林水産物の価格への影響、農業従事者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響など厳しい状況にある。

このような情勢の中、沖縄県では「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画（まーさん・ぬちぐすいプラン令和4年度～令和13年度）」を策定し、農林水産業の更なる振興対策に取り組むこととしている。

この計画の中では、「担い手の育成・確保と経営力強化」として、就農相談から定着まで一貫した就農支援等により多様な担い手の育成を推進すること、農地については、「人・農地プラン（地域計画）」に基づき、農地中間管理機構等の活用により、認定農業者や認定新規就農者等へ加速的に集積していくとしている。また、「成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備」として、飼料生産基盤の整備と畜舎等の生産施設の整備を一体的に実施し、経営基盤の強化に取り組むこととしている。

当社は、沖縄県の「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画」に基づき、県と適切なパートナーシップを構築し、県行政と密接に連携する事業を実施する組織として公社の役割を明確に示すとともに、公社の健全な運営を行うため新たな計画を策定し、農林水産業の更なる振興対策に取り組むものである。

第2章 経営計画の基本的な考え方

1 目的

この計画は、策定の趣旨に基づき、実施期間における公社の役割を明確に示すとともに健全で安定的な経営に資することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、経営の基本方針、実施事業の方向性、各事業の目標等を明示し、計画実施期間における公社経営の基本指針となるものである。

3 実施期間

本計画の実施期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

4 計画の見直し

この計画は、国や県の各種農業施策の動向、農業経営に関する社会的ニーズ等を勘案し、適宜見直すものとする。

第3章 公社経営の基本方針

県との適切なパートナーシップを構築し、県行政と密接に連携する業務を行う公益財団法人として、以下の基本方針に基づき公社経営に当たるものとする。

1 県との適切な役割分担を図り、「農用地利用の効率化及び高度化の促進に資する事業」、「農業構造改善に資する事業」、「就農・就業の支援及び青年農業者等の育成支援に関する事業」等の事業（以下「公社事業」という。）を通して、担い手への農地集積、担い手の育成・確保、畜産生産基盤の整備等を効率的かつ効果的に実施し、沖縄県の農業振興施策に寄与する。

2 経営に悪影響を与える長期未収金の解消及び発生防止と基金の適切な管理・運営による効率的な運用益の確保とともに公社事業実施に必要な補助金等を計画的に確保し、経営収支の安定化を図る。

3 公社事業の効率的かつ効果的な実施のため職員の適性配置とプロパー職員採用のため職員適正化計画を策定する。

第4章 公社事業の展開

県との適切な役割分担を図り、公社事業を通して、担い手への農地集積、担い手の育成・確保、畜産生産基盤の整備等を効率的かつ効果的に実施し、沖縄県の農業振興施策に寄与する。

1 農用地利用の効率化及び高度化の促進に資する事業

国は、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、平成25年度に農地中間管理機構制度を創設し、令和5年度までの10年間で全国の耕地面積のうち担い手が利用する面積の割合を5割から8割に引き上げるという目標を定めている。

沖縄県は狭隘な農地が多く、不在地主や相続未登記地等の課題もあり、農地の集積が全国平均より低い水準で推移している。

こうした中、県においても農地中間管理法に基づき、平成25年度に「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、令和5年度までに沖縄県の耕地面積のうち担い手が利用する面積の割合を23.8%から56%に引き上げるという目標を定め、県、市町村、農業関係団体並びに農地中間管理機構が連携して農地の集積を進めてきている。

当公社は、昭和48年10月に基盤強化法に基づく農地保有合理化法人として県から指定され、担い手農家に農地の売り渡し又は貸し付け（再配分）する農地保有合理化事業を実施し、平成25年度までに約6,300haの農地を担い手に集積してきた。

平成26年度から新たに創設された農地中間管理法に基づき、平成26年3月に公社は県から「沖縄県農地中間管理機構」として指定を受け、平成26年度から農地の賃借を主とする農地中間管理事業が開始され、担い手への農地集積に取り組んでいる。

(1) 農地中間管理事業

本事業は、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的として、県から補助金を受けて次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
農地中間管理機構運営事業	農地中間管理事業(賃借)を実施するにあたり、必要な運営及び業務委託を行う。
借受農地管理等事業	機構が借り受けた農用地等の賃料の対応及び中間保有中の農地の保全管理を行う。

(2) 農地中間管理事業の特例

ア. 農地売買等支援事業（補助事業）

本事業は、認定農業者及び中心経営体等に位置付けられる担い手への農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、県から補助金を受けて次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
農地売買等支援事業(補助事業)	農地中間管理機構が規模縮小農家等から農用地等を買入し、認定農業者等に農地を売り渡す。

イ. 一般農地売買事業（公社単独事業）

本事業は、農地売買等支援事業の対象とならない者のうち、一定の要件を満たした農業者等へも農用地等の利用集積を推進することを目的として、公社独自の取り組みとして次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
一般農地売買事業(公社単独事業)	農地売買等支援事業の事業要件(認定農業者等)を満たせない受け手の農業者に対して、公社が別に定める要件を満たす者に対し農地を売り渡す。

本計画期間においては、担い手への農地集積・集約に向けて、人・農地プラン（地域計画）に基づき市町村農業委員会との連携や認定新規就農者への農地確保に努めるなどして当該公社事業を展開する。

2 農業構造改善に資する事業

沖縄県は、亜熱帯気候の有利な環境を生かし、牧草等粗飼料の低コスト生産を推進することによって肉用牛などの生産振興を図っている。

肉用牛は、本県農林水産業の安定的な振興を図る上で重要な品目として県では、「新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」において飼料自給率の向上に努め、経営感覚に優れた肉用牛農家の育成を行うとともに、子牛生産基盤の拡大強化を促進することとしている。

当公社は、畜産担い手育成総合整備事業の実施主体として国から承認を受け、当該事業の事業指定法人として、草地造成や畜舎整備等の畜産基盤の整備を行っている。また、当該事業の造成工事に先だち、工事の安全を確認するための不発弾等事前探査事業を実施している。

(1) 畜産担い手育成総合整備事業

本事業は、県が事業計画主体、公社が事業実施主体として役割を分担し、県から畜産担い手育成総合整備事業補助金を受けて次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
基本施設整備事業	原野等を草地にする草地造成改良工事や生産性が低い既存の草地を高生産性の草地にする草地整備改良工事を発注し、工事完成により造成改良及び整備改良された草地を事業参加農家(畜産担い手農家等)へ引き渡す。
農業用施設整備事業	造成改良又は整備改良された草地を利用する家畜の飼養に必要な畜舎、堆肥舎、飼料貯蔵施設、農具庫等の建築物や家畜の放牧に必要な隔障物を整備する工事を発注し、工事完成により整備された施設を事業参加農家(畜産担い手農家等)へ引き渡す。
農器具等導入事業	造成改良又は整備改良された草地の利用に必要な農器具を購入し、事業参加農家(畜産担い手農家等)へ引き渡す。

(2) 不発弾等事前探査事業

本事業は、畜産担い手育成総合整備事業で行う工事の安全を確認することを目的として、県から不発弾等事前探査事業補助金を受けて実施する。

事業項目	事業内容
不発弾等事前探査事業	草地造成改良工事等に先だち、不発弾等事前探査委託業務を発注し、工事範囲の安全確認を行う。

当公社は、平成5年度から令和5年度までに19地区で907haを整備し、308人の畜産担い手の育成に貢献してきた。

本計画期間においては、石垣市石垣北部地区で65.4haを前計画期間から引き続き整備し、畜産担い手育成に資するとともに、県及び関係市町村と連携し、新規地区の着工に向けて取り組む。

3 就農・就業の支援及び青年農業者等の育成支援に関する事業

沖縄県の基幹的農業従事者数は、平成7年の30,404人から令和2年には13,268人となり年々減少している。また、基幹的農業従事者に占める60歳以上の割合は令和2年度で74.8%と高齢化が進行しており、高齢者の離農が加速していくことが見込まれるため若年層の新規就農者の確保が課題である。

こうした現状の中、「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画」において、令和4年度から令和13年度までの10年間に3,000人の新規就農者を育成・確保するという目標を定め、就農相談から就農定着まで一貫した支援に取り組

むための各種就農支援策を展開している。

当社は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和5年4月）にて、沖縄県農業経営・就農支援センターの就農支援業務を実施する拠点と位置づけられており、関係機関・団体と相互連携の下、就農相談窓口として新規就農者の育成・確保に向け取り組む。

（1）農業後継者育成確保事業

本事業は、「就農意欲を高め継続的な就農を支援する」、「農業大学校が行う研修を支援し視野の優れた農業後継者を育成・確保する」、「幅広い国際感覚や技術を身につけた優れた農業者を育成する」、「青年農業者等の組織活動を支援し地域の振興と組織の強化を図る」ことを目的として県からの農業後継者育成確保事業補助金と公社が保有する農業後継者育成基金の運用益を合わせて実施する。

事業項目	事業内容
新規就農促進事業	50歳未満で新規就農を希望する研修生と研修生を受け入れる指導農業者等の先進農家に対し、研修に必要な経費の一部を助成する。
農業大学校農業研修事業	農業大学校が実施する県内外の先進農家や市場、農業関係機関で研修を行う学生に対し、航空賃・船賃及び宿泊費に要した経費の2分の1以内を助成する。また、学生を受け入れた農家等に対し、実習にかかる経費の一部を助成する。
青年農業者資質向上対策事業	（公財）国際農業者交流協会が実施する海外派遣研修や安定した農業経営を目指して、新生産技術、経営診断技術、マーケティング等の研修を行う青年農業者に対し、研修にかかる経費の一部を助成する。また、青年農業者等が農業経営の課題を自ら解決するプロジェクト活動を実施するために必要な経費の一部を助成する。
青年農業者等組織活動促進事業	地域の振興と青年農業者等の組織の強化を図ることを目的に、組織活動に要する経費の一部を助成する。 ○助成組織：農業青年クラブ、農業士会、農でグッジョブ推進会議、離島農業青年クラブ等

（2）沖縄県農業生産・経営対策事業

本事業は、新規就農の促進を目的として県から「沖縄県農業生産・経営対策事業」補助金を受けて次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
就農支援活動	就農を支援していくために必要な就農関連情報の収集や就農希望者のニーズ等の把握のための調査の実施等を行う。
就農相談活動	新たに農業をしようとする意欲ある青年や中・高年の就農を支援していくため、就農関連情報の提供、農業及び農業技術の習得に必要な研修先の紹介、就農準備、経営開始に係る融資制度の紹介等の就農相談を行う。
求人・求職情報提供活動	農業法人等への就職支援を促進するために必要な情報提供や職業紹介活動を行う。
就農啓発活動	就農ガイドブック、新規就農事例集を作成し関係機関に配布するほか、就農相談活動での相談者に配布する。
就農サポーター養成研修会開催	認定新規就農者等が抱える営農面から生活面にわたる多様な問題について指導・助言を行う現地就農アドバイザーの県内各地域への配置に向け、同アドバイザーを養成するための研修を沖縄県農業士等連絡協議会へ委託する。

(3) 新規畑人資金支援事業（就農準備資金）受託業務

本受託業務は、青年就農者の増大を図るために農業大学校等の農業経営者育成教育機関で研修を受け、50歳未満で就農する者に対し、研修期間中につき年間150万円を最長2年間交付する新規畑人資金支援事業（就農準備資金）において、次の業務を県から受託する。

事業項目	事業内容
公募業務（年2回）	研修応募者の研修計画書の受付、書類のチェック、個人面談、検討委員会への進達を行う。
研修状況等の確認	研修期間中は半年ごとに研修状況報告を受けて研修状況確認を行い、就農後は7月末と1月末に就農状況報告を受けて就農状況確認を6回（3年間）行う。
研修の個人台帳管理（各種報告物の管理）	研修状況等の確認情報をデータベース化し管理する。
事業に係る相談窓口業務	当該事業に関する問い合わせ等について対応する。

(4) 沖縄県農業経営者サポート事業（就農サポート活動）受託業務

農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の多様な農業者の経営課題にスピード感をもって対応していく沖縄県農業経営・就農支援センター就農相談窓口業務を受託する。

事業項目	事業内容
就農相談	専属スタッフにより、就農等希望者の円滑な就農や農業参入及び雇用就農者の定着促進について就農相談を行い、就農相談カルテ又は参入相談カルテに記録し、保管する。
人材確保推進活動	農業を担う者を幅広く確保するため、市町村・融資機関等と連携して以下の取組みを行う。 ①就農に関する各種情報の提供及び就農相談会等のイベントを通じた情報発信 ②農業法人等の求人や労働環境等に関する情報の収集 ③主要作物ごとの農業経営の状況や農業参入事例等の情報発信や情報提供
経営発展に向けた取組支援	就農等希望者の円滑な就農に向け、以下の対応を行う。 ①青年等就農計画の作成指導、相談対応 ②制度資金等の活用に関する相談対応
情報の発信	就農等希望者への広報を目的とし、パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS等を活用した取組概要について、情報発信を行う。

沖縄 21 世紀農林水産業振興計画（平成 24 年度策定）において、県が目標として定めた 10 年間で 3,000 人の新規就農者の確保に対し、各種支援事業により令和 3 年度までに 3,147 人の実績となり目標達成することができた。

本計画期間においては、引き続き上記の公社事業を積極的に推進するとともに、県と連携し、新規就農に向け新たな公社事業の創出・実施について取り組み、沖縄県の新規就農者数の目標達成に寄与する。

第 5 章 経営収支の安定化

経営に悪影響を与える長期未収金の解消及び発生防止と基金の適切な管理・運営による効率的な運用益の確保とともに公社事業実施に必要な補助金等を計画的に確保し、経営収支の安定化に取り組む。

1 長期未収金の解消及び発生防止

これまで、畜産担い手育成総合整備事業で整備した草地や畜舎の農家負担金の納入が滞り、2 年以上未納状態となった長期未収金が多く発生し、公社経営の大きな問題となっていた。

長期未収金の解消については、公社及び県の関係課で組織する未収金対策会議での検討や重点案件に対する精力的な個別訪問等、回収業務の強化により、一時期 126,705 千円あった長期未収金残高を令和 4 年度末までに 14,856 千円に縮減した。

長期未収金の発生防止として、農地の売買においては、平成 14 年度から公社と買受者で売買予約契約を結び、売買農地の保証金を前納する仕組み等を構築している。畜産担い手育成総合整備事業では、平成 17 年度か

ら公社と実施市町村と受益農家で三者契約を結び、農家負担金を実施市町村を介して徴収する仕組みを取っており、長期未収金の発生防止を行っている。

長期未収金は、公社経営に悪影響を与えるため、今後も発生の未然防止の徹底に努めるとともに、回収業務の強化に取り組む。

2 基金の効率的な管理運用等

当公社は、特定資産として農地保有合理化促進事業強化基金（170,500千円）と農業後継者育成基金（948,795千円）の2つの基金を保有している。

両基金は、農地集積及び担い手の育成・確保を継続的に支援する目的で積立てられたものであり、担い手への農地集積及び担い手の育成・確保に関する県の支援策が重点的に進められている中、公社においても県との役割分担により当該施策に寄与していくために必要不可欠な財源である。

両基金ともに果実運用型であり、本計画期間においても、定められた公社基金管理運用規程に基づき、適切に維持・管理を行う。

3 補助金等の計画的な確保

当公社の経常収益の約8割が県からの補助金及び受託金となっており、補助金等の計画的な確保が公社経営の安定化に繋がる。

このため公社は、補助金等を財源とする公社事業の計画的な進行管理と毎年度の補助金等の執行管理を徹底し、公社と県関係機関で構成する経営検討会議を適宜開催し、補助金等の計画的な確保に取り組む。

第6章 活力ある組織づくり

組織体制の管理を強化し、常に活力ある組織づくりを念頭に、限られた人材の能力が最大限に発揮できる職場環境を構築する。

1 職員の適正配置

当公社の常勤職員は、令和5年度末現在、プロパー職員3人（事務職2人、技術職1人）と県派遣職員8人（技術職）を合わせて11人となっている。

また、非常勤職員は、特任嘱託員4人、嘱託員24人、JA出向職員1人を合わせた29人で、公社全体で40人（理事長除く）の職員構成となっている。

公社は、総務及び担い手の育成・確保を所管する「総務・担い手課」、

担い手への農地集積を所管する「農地管理課」、畜産草地基盤整備を所管する「畜産整備課」の3課で構成されており、効率的な事業実施を図るため、年度ごとの事業内容・事業量に応じて職員の適正配置を行っている。

本計画期間においても、県の関係機関との連携を密にし、年度ごとに計画的な事業内容・事業量を定め、事業量等に応じて職員の適正配置を行う。

2 ワークライフバランスの推進

年次有給休暇取得を推進するとともに時間外勤務縮減に取り組み、仕事と生活の両立を図る。

3 プロパー職員の採用

平成20年度に70.6%あった公社の常勤職員率は令和5年度に27.5%に低下し、同様に58.3%あった常勤職員に占めるプロパー職員率は、27.3%に低下している。

特にプロパー職員については、技術職が1人となっており、公社事業のノウハウの継承にリスクを伴う状況となっている。このため、公社経営の基本方針の一つである「県との適切な役割分担を図り、公社事業を通して担い手への農地集積、担い手の育成・確保、生産基盤の整備等を効率的かつ効果的に実施し、沖縄県の農業振興施策に寄与する。」ことについては、県の人的支援による県派遣職員が必要不可欠な状況にあるが、県が令和5年3月策定した新沖縄県行政運営プログラムにおいて、県派遣職員8人中、令和7年度に1人減、令和8年度に1人減、計2人の県派遣職員の引き揚げが決定しており、円滑な業務推進及び組織体制の強化を図るため、プロパー職員を採用する必要がある。そのため、職員数の適正化計画を策定し、計画的に採用していく。また、県派遣職員についても、今後の社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて柔軟に人員体制を検討していく。

第7章 実施計画

1 農用地利用の効率化及び高度化の促進に資する事業

【課題】

本県における農地中間管理事業では、農地借入希望に対する機構の農地借入面積が圧倒的に少なく、農地の出し手確保の課題がある。

また、農地にまつわる現場において新規就農者の農地確保や遊休農地の有効活用においても課題があるため、機構としても引き続き市町村及び農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員等）との連携を強化し、併せて当該事業の広報・普及活動にも力点を置く必要がある。

【成果指標】 県の関連指標

令和10年度（2028年度）の担い手集積率 50.6%

■農地中間管理事業

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
重点市町村設定数	19市町村	36市町村	36市町村	36市町村	36市町村
担い手への転貸件数 (年間処理件数)	400件	450件	500件	550件	600件
事業実施に必要な確保予算	132,000千円	137,000千円	137,000千円	137,000千円	137,000千円

■農地売買等支援事業（補助事業）

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
売買面積	8.9ha	8.9ha	8.9ha	8.9ha	8.9ha
担い手への売買件数	6件	6件	6件	6件	6件
事業実施に必要な確保予算	104,000千円	104,000千円	104,000千円	104,000千円	104,000千円

■一般農地売買事業（公社単独事業）

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
売買面積	4.7ha	4.7ha	4.7ha	4.7ha	4.7ha
売買件数	5件	5件	5件	5件	5件
事業実施に必要な確保予算	46,000千円	46,000千円	46,000千円	46,000千円	46,000千円

■事業の広報・普及活動

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業の広報・普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・事業説明会、各種研修会等を活用し、市町村等関係機関に対して周知を図る。 ・新聞、テレビ、広報誌等を活用し、広く周知を図る。 				

2 農業構造改善に資する事業

【課題】

県では「沖縄県酪農及び肉用牛生産近代化計画」において、令和12年度までに肉用牛の飼養頭数を9万頭とする目標を掲げている。

令和4年12月末現在、本県の肉用牛の飼養頭数は7万3千頭となっており、公社では、前経営計画に引き続き、畜産担い手育成総合整備事業の実施を通して畜産振興施策に取り組んでいく必要がある。

【成果指標】 県の関連指標

沖縄県の肉用牛の年間飼養増頭計画数約1,400頭

■畜産担い手育成総合整備事業

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
石垣北部地区 【R4～R8】 草地造成等65.38ha、牛舎3棟、 草地管理機械一式	30.16ha	28.49ha	0.00ha	—	—
新規1地区 【R8～R11】	—	—	測量設計	8.00ha	8.00ha
新規2地区 【R9～R12】	—	—	—	測量設計	10.00ha
計	30.16ha	28.49ha	0.00ha	8.00ha	18.00ha
事業実施に必要な確保予算	400,000千円	400,000千円	200,000千円	300,000千円	400,000千円

3 就農・就業の支援及び青年農業者等の育成支援に関する事業

【課題】

沖縄21世紀農林水産業振興計画(平成24年度策定)以降の新規就農者数は、平成24年度の390人をピークに減少傾向にあり、農業従事者の高齢化及び担い手不足等、深刻な問題を抱えている。県では「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画」において10年間で3,000人以上の新規就農者の確保を目標としており、公社としても引き続き県行政と密接に連携する業務を実施し、新規就農者の年間目標300人の確保に向け取り組んでいく必要がある。

【成果指標】 県の関連指標

沖縄県の年間新規就農者数300人

■農業後継者育成確保事業

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
新規就農促進事業の助成組数 ※研修生と研修生を受け入れる指導 農業士等を1組とする。	10組	10組	10組	10組	10組
農業大学校農業研修事業の助 成学生数	15人	15人	15人	15人	15人
青年農業者資質向上対策事業 の助成者数	5人	5人	5人	5人	5人
青年農業者等組織活動促進事 業の助成組織数	30組織	30組織	30組織	30組織	30組織
事業実施に必要な確保予算 (県補助金)	11,000千円	11,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円

■沖縄県農業生産・経営対策事業、沖縄県農業経営者サポート事業（就農サポート活動）受託業務

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
沖縄県新規就農相談センターの相談者数	250人	250人	250人	250人	250人
沖縄県新規就農相談会1回当たりの来場者数	100人	100人	100人	100人	100人
就農ガイドブック、新規就農事例集の作成及び配布数	各2,000部	各2,000部	各2,000部	各2,000部	各2,000部
現地就農アドバイザー研修者数	50人	50人	50人	50人	50人
事業実施に必要な確保予算（県補助金）	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円
事業実施に必要な確保予算（県委託料）	4,500千円	4,500千円	4,500千円	4,500千円	4,500千円

■新規畑人資金支援事業（就農準備資金）受託業務

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
資金交付者数	20人	20人	20人	20人	20人
研修終了後の就農者数	20人	20人	20人	20人	20人
事業実施に必要な確保予算	9,000千円	9,000千円	9,000千円	9,000千円	9,000千円

4 経営収支の安定化

【課題】

当社の公益目的事業比率は98.8%となっており、経営収支のバランスを取るためには、経常収益の約8割を占める県からの補助金の計画的な確保と保有する基金の適切な管理運用に取り組むとともに、経常費用の執行管理に取り組む必要がある。

【成果指標】

毎期経常増減額0円

■長期未収金の解消及び発生防止

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
長期未収金年度末残高	12,956千円	9,437千円	6,120千円	4,171千円	2,472千円
（うち農地関連）	(1,178千円)	(1,018千円)	(951千円)	(562千円)	(423千円)
（うち畜産関連）	(11,778千円)	(8,419千円)	(5,169千円)	(3,609千円)	(2,049千円)
未収金対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・長期未収金の回収状況を確認し、重点案件の回収方法及び発生防止策を検討する。 ・農地関連のうち売買未収金2件3,016千円については、令和5年度から解消に向け具体的に調整しており、令和6年度は回収後の残高としている。 				

■基金の効率的な管理運用

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基金の保有額	1,152,795千円	1,152,795千円	1,152,795千円	1,152,795千円	1,152,795千円
運用益	21,511千円	30,261千円	30,261千円	30,261千円	30,261千円

5 活力ある組織づくり

【課題】

当公社職員40人のうち常勤職員の割合が27.5%、さらに常勤職員に占めるプロパー職員の割合は27.3%と低く、嘱託員に多くを依存している状況である。

公社事業の効率的かつ効果的实施のためには、職員の一人一人が持つ能力を最大限発揮できる職場環境を構築する必要があり、そのためには職員の健康と心身のバランスを保つため年次休暇の取得と時間外縮減によるワークライフバランスの推進に取り組む必要がある。

また、組織に求められる役割を果たすためには、プロパー職員の採用を進め技術の継承を行い、活力ある組織づくりを図る必要がある。

■活力ある組織づくり

取組指標又は取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
職員の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容・事業量等に応じて職員（嘱託員等を含む）を配置する。 				
ワークライフバランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次有給休暇取得率を70%以上を目標として取り組む。 ・ ノー残業デー及びライトダウンデーを設定し時間外勤務縮減に取り組む。 				
プロパー職員の採用		1人採用			